

公用車利用の適正化について

平成20年10月16日

国土交通省

本日、別添のとおり公用車利用の適正化についてを取りまとめましたので、お知らせ致します。

(問い合わせ先)

○1及び3について

国土交通省大臣官房地方課長 首藤 祐司

代表 5253-8111 内線 21-901 / 直通 5253-8208

○2について

国土交通省大臣官房会計課 企画専門官 高橋 謙司

代表 5253-8111 内線 21-662 / 直通 5253-8199

平成20年10月16日
国土交通省

公用車利用の適正化について

国土交通省では、平成20年7月22日の国土交通大臣の指示により、公用車（連絡用車両）利用の適正化に着手し、その的確な進捗管理を行うため、8月28日に「公用車利用の適正化のための工程表」を作成したところです。同工程表に基づき、公用車を利用する業務の実態を踏まえつつ、1台ごとの必要性を精査して、平成22年度までに削減を実施する公用車の削減数と車両管理業務の委託台数の削減数を取りまとめるとともに、削減しない公用車についても車種・車格等の見直しに努めました。

各機関別・会計別の削減数は別添1及び2のとおりで、官署別の削減数は別添3のとおりです。

※ 連絡用車両：いわゆる3，5，7ナンバーのセダン又はステーションワゴンタイプのもの

1. 公用車の見直し

所有する公用車4,123台（平成18年度末）について、次のとおり、削減するもの、車種・車格を見直すものなど総計1,647台（39.9%）の公用車について見直した。

(1) 公用車の削減 963台

公用車を利用している用務のうち公共交通機関等の利用が可能なものについては、公共交通機関等の利用に転換することにより削減。

事務・事業ごとに利用する業務の実態を踏まえ、使用頻度の低い公用車については、その公用車を管理している官署内の他の公用車と利用を統合することにより削減（1官署に公用車が1台である等他の公用車との統合が図れない場合においても用務の性格等を厳格に評価し、レンタカー等への転換が図ることができる場合には削減対象とする。）

官署内の部局ごとに公用車を管理している場合には、その公用車の管理を大括り化して効率化することにより削減。

※ 機関別削減内訳

機関	本省	地方整備局	北海道開発局	地方運輸局	地方航空局等	気象庁	海上保安庁	その他官署	合計
H18 台数	94	2590	561	269	138	153	188	130	4123
削減数	-10	-779	-72	-25	-11	-23	2	-45	-963
削減率	-10.6	-30.1	-12.8	-9.3	-8.0	-15.0	-	-32.3	-23.4
削減後台数	84	1811	489	244	127	130	190	85	3160

(2) 車種・車格の見直し 684台

車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い替え、又は、他の官署で削減予定の車両の中から対応する車両を充てることとするほか、リース車両も活用することとする。今後、車両を買い替える時に逐次見直していくこととする。

- ・ 高額車両→300万円未満の車両へ見直し 634台
- ・ 300万円未満の車両→より安価な小型車両や軽自動車へ見直しと資機材が搭載できる車種へ見直し（普通車→小型車、小型車→軽自動車、小型セダンタイプ→小型ワゴンタイプ） 50台

※ リース車両については、公用車利用の用務の将来見通しが不明確又は大幅に減少する見通しがあるなど、リース車両の方が有効と考えられる場合にはその活用を図ることとする。

高額車両の見直し

全ての公用車を対象に洗い出した高額車両（300万円以上）1,353台（平成18年度末）のうち1,202台について、次のように削減又は車種・車格を見直すことによって廃止する。

イ) 削減 568台（(1)の内数）

(1)の見直しの中で優先的に削減することとする。

ロ) 車種・車格の見直し 634台（(2)の内数）

より安価な車両への買い替えや他の官署で削減予定の車両のうち高額ではない車両を充てるなどにより見直すこととする。

※ 削減台数又は車種・車格の見直し台数は、今後の処分手続きにおける状況によっては、変更があり得る。

イ)及びロ)以外の高額車両については、環境調達や積雪寒冷地仕様、特殊機器等搭載等の必要性を精査した上で、151台について引き続き使用することとする。

2. 車両管理業務の削減

車両管理業務については、災害・事故対応や走行しながらの調査・説明業務を行う場合など、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定するとともに、例えば、出張所において利用する車両を含め事務所全体で委託対象車両を効率的に運用するなど、車両運行方法の徹底的な見直しを行い、職員による運転を拡大することによって、以下のように委託台数を削減することとした。

○ 平成22年度までに、2,656台（平成18年度末）のうち1,372台（51.7%）削減する。

このうち、委託台数の大半を占める地方整備局及び北海道開発局分については、2,529台（平成18年度末）のうち

1, 329台(52.6%)削減する。

※ 機関別削減内訳

機関	本省	地方整備局	北海道開発局	地方運輸局	地方航空局等	気象庁	海上保安庁	その他官署	合計
H18 委託台数	35	2115	414	8	0	7	0	77	2656
削減数	0	-1161	-168	0	-	-2	-	-41	-1372
削減率	0.0	-54.9	-40.6	0.0	-	-28.6	-	-53.2	-51.7

(公用車削減後)

委託台数	35	954	246	8	0	5	0	36	1284
委託率	41.7	52.7	50.3	3.3	0.0	3.8	0.0	42.4	40.6

注) 委託率とは、1.による削減後の公用車数に占める委託台数の比率である。

3. 今後、公用車利用の適正化のための工程表に基づいて、上記削減数について、着実に削減を実施する。また、環境調達等を除き、高額車両については、原則として、今後、購入しないこととし、小型車、軽自動車への転換を進めるとともに、リース方式の活用も進めていくこととする。

公用車及び車両管理業務については、今回の見直しをもって終了するものではなく、今後も経済性、効率性の観点から、利用実態、業務内容、官署やその周辺環境等の変化等に対応して見直していくこととする。